

ワイズ・ユースクラブ設立・運営に関するガイドライン

ワイズメンズクラブ国際協会は、2005年、「ユースクラブ設立に関するガイドライン」(制定日：2005年8月26日)を示し、各地域・区に向けてワイズメンズクラブ国際協会の強化につながるユースクラブ作りを積極的に促進するよう求めています。

西日本区では、このガイドラインの主旨に基づき、ユースクラブ設立のための具体的な基準となる区独自のガイドライン(以下、「区ガイドライン」という)を、以下のとおり、設定しました。

各部・各クラブにおかれましては、区内における既存のユースクラブはもとより、これから設立されようとしているユースクラブに対しても、この区ガイドラインに沿ってクラブ会則が規定されクラブ運営がなされるようご指導いただき、ユースクラブが、ワイズメンズクラブ国際協会の組織の一部として、若者たちによりよきユース活動の場を与えることができますよう願うところであります。

なお、このガイドラインは、そのときどきの必要に応じ、ワイズメンズクラブとユースクラブ双方の意見を聞きながら、適宜に改定してゆくべきものであります。

1. クラブの名称

クラブ名には、地域を表す地名などクラブ固有の名称に、下記(1)ないし(3)のいずれかを連結しなければなりません。

- (1) ワイズ・ユースクラブ
- (2) ワイズ・ユースサービス
- (3) ジュニア・ワイズメンズクラブ(または、メンズなし)

2. クラブの目標・モットー

国際ガイドラインでは、クラブの目標を以下のように定めています。

ワイズ・ユースクラブ(以下、「YYC」という)は、相互に尊重、配慮し合いながら活動し、イエス・キリストの教えに基づき、青年キリスト教団体(YMCA)への奉仕を行おうという思いを持った人々の団体であるワイズメンズクラブ国際協会(以下、YMIとする)の「一部」であり、全ての人々にとって、よりよい世界を築いていくために、リーダーシップの開発、啓蒙、提供を積極的に行っていく。

そして、ワイズメンズクラブは、そのモットーとして、

“To acknowledge the duty that accompanies every right”

「強い義務感を持つ、義務はすべての権利に伴う」

を採択しています。

そのため、区内における既存のY Y Cはもとより、これから設立されようとしているY Y Cに対しても、そのY Y Cのメンター(Mentor 指導者)となる区・部・クラブ並びに関係者は、Y Y Cの会員たちに対し、会員たちがY M C Aとワイズメンズクラブについての理解を深めるためのクリニックを施すよう務めて下さい(注1)。

そして、Y Y Cは、Y Y Cがワイズメンズクラブ国際協会の「一部」であることを明確にするために、Y Y Cは、上記ワイズメンズクラブのモットーを共有して下さい。

(注1)上記のクリニックのテーマとしては、例えば、「Y M C Aの歴史とその使命」、「ワイズメンズクラブの歴史と現状」、「国際・地域・西日本区などの仕組みと働き」、「ワイズにおけるクリスチャニティー」、「Y Y Cに望むこと(クラブの目的の理解、運営上のアドバイス等々)」などがあります。

3. クラブの目的

Y Y Cは、以下の目的に沿ったクラブ会則を持ち、年間を通じた活動を計画し、実践して下さい。

- (1) ユースが積極的に活動に参加し、Y M C Aの掲げる高い奉仕の理想を促進し、ワイズメンズクラブがY M C Aと地域社会に対して奉仕するクラブとして働く。
- (2) ワイズメンズクラブは家族で参加する運動であるという考え方を促進する。
- (3) 会員個人が成長する機会を提供する。
- (4) 会員同士の親睦を深める。
- (5) 積極的に参加し、実践することもボランティア・サービスの一部であることを学ぶ。
- (6) 政党政治から常に距離を置きながら、市民活動や国際情勢における正義を促進する(注2)。
- (7) 会員たちが常に宗教的、市民的、経済的、社会的、国際的な問題に対して情報を得、それらの問題に積極的に関わっていく。
- (8) 次世代のリーダーシップを育成する。
- (9) 世界平和のためのユース事業を促進する。

(注2)個人の政治活動は保障されなければなりません。政党政治の問題はクラブ内に一切持ち込まないようにして下さい。

4. クラブの定義

Y Y Cとは、ワイズメンズクラブではないが、国際協会によって協力関係にあるグループとして正式に認められたものをいいます。

5. クラブを構成する会員の数

Y Y Cの設立に際しては最低15名の構成としなくてはなりません。目的の達成を目指し円滑な活動を定期的に続けるためには、少なくとも20名の会員によって構成されることが望まれます。

6. クラブの会則

西日本区は、ＹＹＣの会則のモデルを準備しています。ＹＹＣは、それぞれの総則、名称、目的、会員、年度等、全体に共通する基本的な条項に関しては、モデルの基本的条項をそのとおりに用いて下さい。各ＹＹＣの特徴、特性や主体性を規定する条項等、基本的な条項以外の条項については、ワイズメンズクラブ国際協会のユースクラブ設立に関するガイドラインの規定に反することがない限り、自由に制定することができます。

7. 会員になるための資格

コミット、ＹＭＣＡボランティアリーダー、ＹＭＣＡ参加会員をはじめ、ワイズメンズ活動に共感し、積極的に活動参加できる15才（中学校卒業）から25才の青少年男女。人種、信仰、出身国などを理由に入会資格は拒まれることはありません。

8. ワイズメンズクラブとの関係

ＹＹＣは、ワイズメンズクラブ国際協会の中に存在するワイズメンズクラブのパートナーまたは協力関係にある「組織の一部」としての関係を確認し、共通の理念に沿って活動する青少年の奉仕グループであります。

ＹＹＣは、ワイズメンズクラブとの関わりの中で、次のようなことに留意下さい。

(1) 活動拠点を置くメントークラブ（またはメントー部）を持つこと（注3）

(2) ＹＹＣに対する活動支援

a) 資金の援助

区から、活動支援として、基本支援金・人数割支援金が支援給付されます。また、メントークラブ（またはメントー部）からの資金給付もあります。

b) 情報の提供

必要に応じて、区より、ワイズメンズクラブやＹＭＣＡに関する情報が提供されます。

c) 活動の支援

ボランティア活動の会場の斡旋や提供、協働プログラムの計画、海外ボランティアへの参加紹介、下記プログラムへの参加支援などがあります。

ワイズメンズクラブ国際協会・交流プログラム、

ＹＥＥＰ・ＳＴＥＰ、

IBC・DBCへのホームステイ、

国際・地域・区大会等への列席、

ユースコンボケーション。

なお、ユースコンボケーションや交流プログラムへの参加支援については、別途、区の規定による取扱となります。

d) その他必要な支援

(3) 列席義務

全ユースクラブの代表者は、区大会、必要な場合は区役員会への列席義務があります。

(4) 報告義務

Y Y Cは、区理事(事業主任)に対し、定められた様式により活動方針、活動報告を提出しなければなりません(注4)。

(5) 卒会後の関わり

3年以上の活動を経て25才を越えて卒会后、本人の希望があれば、メントークラブは一年間会員として入会を受け入れることとし、この期間の会費は国際費・区費も含めて免除されます。

(6) 納付金の不要

国際、地域、区、部のレベルで会費としての性格を有する納付金は徴収されることはありません。

(注3)メントーとなるクラブ(または部)は、Y Y Cとの関係を常に密にし、Y Y Cの活動を円滑にするための環境作りと支援に努めなくてはなりません。

(注4)この報告は、次年度の活動に必要な支援を区から受けるためにはその提出が要件となる、重要な手続であります。

9. Y M C Aとの関係

Y Y Cは、Y M C Aをサポートするか、または、ワイズメンズクラブと地域のY M C Aの協力関係に基づいて、Y M C Aと共に活動することが期待されています。Y Y Cの活動は、Y M C Aのプログラムと対立することはありません。

10. 設立承認の手続き

Y Y Cの設立手続きは、次の事項を記入した書面に、会長及びメントークラブ会長が署名の上、区に提出し、クラブ設立の推薦を受けて下さい。区は、推薦と同時に、ワイズメンズクラブ国際協会に対して遅滞なくその設立の事実を届け出なければなりません。

(1) クラブ名

(2) 代表者名

(3) 活動根拠とするアンカークラブ名もしくは部名

(4) 会員名簿

(5) 会則

(6) 会費の額

(7) 設立申請の日

11. 活動についての留意点

Y Y Cは、以下の点に留意して活動するよう努めて下さい。

(1) 活動の範囲は、定例会・野外活動・奉仕活動・Y M C Aやワイズとの協働プログラム・Y M C Aへの奉仕活動・研修会・研究実習・募金活動・救援活動・広報活動等の範囲とし、心身の危険が伴う国際紛争地域などでの活動はしてはなりません。

(2) 会員の年齢差における価値観の相違を越えて融和を図ること。

(3) 生活圏を越えた遠隔地域からの会員参加は、活動する上で負担がかかることを考慮

し適切な判断をすること。

(4) 過度な経済的負担がかかる活動ではなく、より効果的な活動を目指すこと。

12. クラブ支援の停止

区は、Y Y Cの活動が停滞していると判断したときは、当該クラブへの支援を停止することができます。

2005年12月1日 制定

2005年12月1日 施行

200 年 月 日 改定

200 年 月 日 施行